



## 297 エル・イー・ディー・電灯器具

定格電圧 100V 以上 300V 以下の交流の電路に使用するものに限る。かつ、定格消費電力が 1W 以上のものに限り、防爆型のものを除く。定格周波数 50Hz 又は 60Hz

【一般呼称の例】：LED ライト、LED シーリングライト



1. 「電気スタンド」、「ハンドランプ」、「庭園灯器具」、「装飾用電灯器具」、「広告灯」、「充電式携帯電灯」及び「電灯付家具」以外の電灯器具であって、光源にエル・イー・ディーを使用する電灯器具は、「エル・イー・ディー・電灯器具」として取り扱う。（範囲等の解釈 三 8（18））
2. 舞台、スタジオ等において投光・投射に用いられる照明器具のうち、光源にエル・イー・ディーを使用しているものは、「エル・イー・ディー・電灯器具」として取り扱う。（範囲等の解釈 三 8（9））